

## 令和7年度医療介護総合確保促進法に基づく 福島県計画の事業提案の募集について



### 1 はじめに

- ◆ 福島県では、2025年にいわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる超高齢社会を見据え、医療や介護が必要となっても、できるだけ住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、「効率的で質の高い医療提供体制」と「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、平成26年度から創設された消費税増収分等を財源とする「地域医療介護総合確保基金」を活用した事業を実施しています。
- ◆ 県が、この地域医療介護総合確保基金の財源となる交付金を国に申請する際には、実施する事業内容を登載した県計画（単年度の事業計画）を毎年度策定し、提出することとされています。

### 2 事業提案の募集

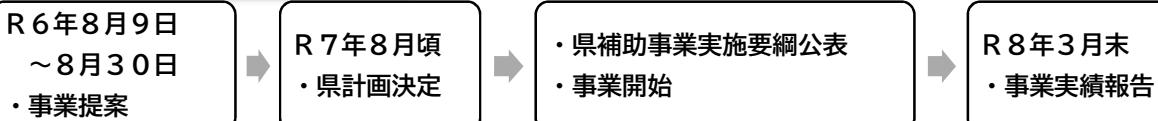
- ◆ このたび、福島県が策定する令和7年度県計画の参考とさせていただくため、関係団体や市町村から事業提案を募集します。（補助事業の申請とは異なります。）  
募集する対象事業は別添のとおりです。
- ◆ 事業提案方法

|     | 提案方法                                    | 提案先  | 提案期間                             |
|-----|---|--|----------------------------------|
| 医療分 | 【別紙3（医療分）】に必要事項を記載のうえ、電子メールにより提出してください。 | 保健福祉部地域医療課<br>メールアドレス：<br><a href="mailto:iryou@pref.fukushima.lg.jp">iryou@pref.fukushima.lg.jp</a>                 | 令和6年8月9日（金）<br>～<br>令和6年8月30日（金） |
| 介護分 | 【別紙3（介護分）】に必要事項を記載のうえ、電子メールにより提出してください。 | 保健福祉部社会福祉課<br>メールアドレス：<br><a href="mailto:shakaifukushi@pref.fukushima.lg.jp">shakaifukushi@pref.fukushima.lg.jp</a> |                                  |

#### ※ 留意事項

- (1) 他の補助金、診療報酬・介護報酬で対象になるものについては、本計画の採択対象になりません。
- (2) 今回ご提案いただいた事業は、県内部での検討や外部委員から構成される関係協議会及び国の協議を経て、令和7年8月頃（予定）に令和7年度県計画へ反映されます。  
したがってすべての提案が計画に反映されるとは限りません。
- (3) 令和7年度県計画に反映される事業については、令和7年8月以降、県計画として県ホームページに公表する予定です。  
なお、県計画に反映されない事業については、反映されないことが確定した時点で個別に御連絡させていただきます。
- (4) 令和7年度県計画に登載された事業については、県の補助事業として制度化した上で補助申請を受け付けることになります。

### 3 スケジュール（予定）



### 4 事業提案に関する問合せ先

- ・医療分：福島県保健福祉部 地域医療課 電話 024-521-7221
- ・介護分：福島県保健福祉部 社会福祉課 電話 024-521-7322